

山梨中銀アプリご利用規定

株式会社山梨中央銀行
(2024年8月1日現在)

山梨中銀アプリご利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社山梨中央銀行（以下、「当行」といいます）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「山梨中銀アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条 本アプリのサービス内容

1. 本アプリは、お客様のインターネットに接続可能なスマートフォンにダウンロードした当行所定のアプリケーションを使用して、4.で定めるサービス（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただけるものです。
2. 本サービスの利用は、日本国内に居住の個人のお客様に限られます。ただし、未成年のお客様は法定代理人の同意が必要となります。
3. 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とし、当行ホームページ等に掲載します。また本サービスの利用時間内でも、臨時のシステムメンテナンス等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。
4. 本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。
 - (1) 振込・振替（カードローンの場合、借入・返済）
 - ① 本アプリに登録した口座から当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店預金口座宛に、振込または振替を行うサービスをいいます。
 - ② 「山梨中銀ダイレクト〈インターネットバンキング〉ご利用規定」の「13. 振込・振替（カードローンの場合、借入・返済）取引」に定める内容を適用します。
 - (2) 残高照会・入出金明細照会
 - ① 本アプリに登録した預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細を照会することができます。
 - ② 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客様が口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
 - ③ ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとなります。
 - (3) 税金・各種料金の払込み（Pay-easy（ペイジー））
 - ① 税金・各種料金の払込みは、当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引き落とすことにより、税金、各種料金等の払込みを行うサービスをいいます。
 - ② 「山梨中銀ダイレクト〈インターネットバンキング〉ご利用規定」の「19. 税金・

各種料金の払込みサービス（Pay-easy（ペイジー））に定める内容を適用します。

（４）登録口座の追加・削除

お客さまご本人名義で既に当行本支店に開設されている預金口座やカードローン口座を、本アプリの操作によって「山梨中銀ダイレクト」のご登録口座として追加・削除することが可能です。

（５）ワンタイムパスワード

① ワンタイムパスワードサービスは、当行が指定する本アプリの一部のサービスのご利用時および「山梨中銀ダイレクト」におけるご利用時や取引時の本人確認に必要となる、可変的なパスワードを生成するサービスをいいます。

② 「山梨中銀ダイレクト〈インターネットバンキング〉ご利用規定」の「9. ワンタイムパスワード」に定める内容を適用します。

（６）「山梨中銀ダイレクト」への自動ログイン

本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリから「山梨中銀ダイレクト」の各種取引画面へ遷移する際に、「山梨中銀ダイレクト」へのログイン操作を省略することができます。

（７）プッシュ通知

当行は本アプリ利用者に対し、プッシュ通知機能を利用してキャンペーン情報、広告・各種情報を提供します。プッシュ通知の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

（８）口座開設・インターネット投信・NISA申込

犯罪収益移転防止法に基づいた電子的な方法によりご本人さまを確認のうえ、来店および書類授受することなく普通預金・投資信託口座の開設、インターネット投信・NISA申込みを行うことができます。

（９）各種サービスへのリンク

当行ホームページや他のアプリなど、各種サービスを本アプリから利用（起動）することができます。

（１０）家族口座照会

口座情報の提供先として登録されたご家族等が口座情報を提供するお客さまの普通預金口座の「残高」・「入出金明細」を照会し、入出金が発生した場合に通知を受け取ることができます。

第2条 ご利用条件

お客さまは、本規定および「山梨中銀ダイレクト〈インターネットバンキング〉ご利用規定」にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。

1. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、当行が指定する機種に限る

ものとし、以下同様。)において利用できる状態にしておくこと。

2. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。
3. 本アプリの利用登録が完了していること。(利用登録は、インターネットバンキングの代表(登録)口座および当該口座のキャッシュカード暗証番号を入力し、入力内容が当行に登録されている情報と一致する場合に登録が完了します。)
4. 本アプリのアプリ認証番号の登録が完了していること。
5. 「山梨中銀ダイレクト」契約が成立していること(「山梨中銀ダイレクト」をご利用していないお客さまが本アプリの利用登録を行うと、「山梨中銀ダイレクト」についても同時に利用登録されます。)

第3条 本人確認

1. 本アプリ起動時は、アプリ認証番号により本人確認を行います。当行が認識したアプリ認証番号が、あらかじめお客さまが当行宛届け出ている内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受け付けます。
2. 生体認証機能(お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます)を利用するとアプリ認証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。なお、生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。
3. 本サービスのご利用に際し、アプリ認証番号を一定回数連続で間違えると本アプリのご利用ができなくなります。

第4条 アプリ認証番号盗難等による振込・振替等

アプリ認証番号盗難等による振込・振替等が行われた場合は、「山梨中銀ダイレクト〈インターネットバンキング〉ご利用規定」の「29. 不正な取引」に定める内容を適用します。

第5条 アプリ認証番号等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォンが第三者の手に渡り、かつアプリ認証番号等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォンおよびアプリ認証番号等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとし、

第6条 スマートフォンの管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンが第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、当該スマートフォンが紛失・盗難に遭わないよう十分注意す

るものとしします。

2. お客様は、本アプリをインストールしたスマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとしします。

第7条 権利帰属等

1. お客様は、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客様による本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第8条 免責事項

1. スマートフォンの機種変更、初期化、通信圏外時の利用、回線障害の発生等により本サービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報・データの伝達が遅延もしくは不能となった場合、または本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は責任を負いません。但し、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとしします。

第9条 利用者責任

1. お客様が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客様の責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客様の責任において解決するものとしします。
2. お客様が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客様がこれを賠償する責任を負います。

第10条 規定の変更等

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知する

ことにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 サービスの終了

1. 当行は、利用者に事前に通知した上で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. お客さまがアプリに登録しているすべての口座を解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。
3. 「山梨中銀ダイレクト」が解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第12条 本サービスの利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。（本アプリのバージョンアップや再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます。）
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスの利用のためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、第3条に基づきアプリ認証番号の届出を行っていただく必要があります。
5. 当行とは関係のない第三者の作成した類似アプリにご注意ください。お客さまが設定したアプリ認証番号等を抜き取る、あるいはコンピューターウイルスに感染させることを目的とした悪意のある類似のアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのアプリ認証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
6. 本サービスの利用にあたってはスマートフォンのセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。
7. 本サービスをご利用中のスマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに当行へ連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第13条 解約等

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本サービスを解約できるものとします。

- (1) 本規定に違反したとき。
- (2) 相続の開始があったとき。
- (3) 支払停止または破産、民事再生法手続開始の申立があったとき。
- (4) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客さまのアプリ認証番号等や取引情報等が漏洩したとき。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 住所変更の届を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
- (7) 所定の手数料の引落しが2か月以上連続してできなかったとき。
- (8) 1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。
- (9) その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。

2. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、本サービスの利用を継続することが適切である場合には、当行はいつでもお客さまに通知することなく本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) 本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

第14条 個人情報のお取扱いについて

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、以下の業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後、取扱いが認められる業務を含みます）

2. 利用目的

当行および当行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で個人情報を利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) お客さまの金融商品に関する知識や経験の程度、投資目的、資産の状況などに照らして、適切な金融商品やサービスのご提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合や債権譲渡（債権移転先を含む）に際して個人情報を譲受人（移転先を含む）に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- (8) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
 - 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 に基づき、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 7 に基づき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

第 15 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、インターネットバンキング利用規定をはじめ、本アプリにより行われる取引に適用される当行所定の各種規定により取り扱います。

第 16 条 準拠法・管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以 上